



## 江南市市民自治に

### よるまちづくり

## 基本条例の中身

### その4

第4章（第11条～第14条）では、協働によるまちづくり推進のためのルールと、執行機関などのまちづくり組織への支援が定められています。今回は、そのうちまちづくりへの参加についてお話しします。

## 第11条 市民及び事業者等のまちづくりへの参加

「市民及び事業者等（まちづくり組織を除きます。）（以下「市民等」といいます。）は、まちづくり組織の活動に、自主的に参加するよう努めます。」

2 前項の規定による参加をする市民等は、交流しながら相互に助け合うとともに、地域課題の解決等に向けて協

力し、行動するよう努めます。」

3 執行機関等は、まちづくりへの参加者の対等性を確保するために、子どものまちづくりへの参加、多文化共生への配慮等をするよう努めます。」

市民や事業者などにまちづくりの担い手として、まちづくりのために構成されるNPOや区・町内会などが行う、危機管理を始めとする諸活動に自主的に参加し、相互協力のもとに、地域課題の解決などに向けて行動することを求めています。また、執行機関などには特に、子どもや外国籍市民の参加に配慮することも求めています。」



問合せ 地域協働課（内線

3233）